

**令和6年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」  
業務委託仕様書**

**1 業務名称**

令和6年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」業務委託

**2 業務目的**

本業務は、放置自転車による通行障害などの未然防止のため、多数の放置自転車があるOsaka Metro あびこ駅周辺に啓発指導員を配置し、放置自転車に対する啓発・整理作業を行うとともに、市民に放置禁止、駐輪場の利用を呼びかけることで、放置自転車問題の解消を図ることである。

複雑多様化する地域特性に対応するためには、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPOなど多様な主体と連携することで、より多くの放置自転車を削減する。

**3 業務委託期間**

令和6年4月1日から令和7年3月31日

**4 業務内容**

自転車利用者に対する啓発・指導及び放置自転車整理等

(1) 研修の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、発注者が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。なお、研修を行った際は「令和6年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙1）を作成し、研修内容を発注者に報告すること。

(2) 業務実施場所

Osaka Metro あびこ駅周辺の自転車放置禁止区域（別紙2）

(3) 啓発指導員の配置

4人以上（活動は2人1組で行うこと）

原則週3回以上・年間136日以上（1日2時間以上）

※ただし、8月13日～15日、12月25日～1月5日、3月25日～31日、祝日を除く

#### (4) 作業要領

- ① 所定の自転車駐輪場以外の場所に自転車等を放置しようとする者及び放置している者への指導
  - ・道路上に自転車等を放置しないよう指導する。
  - ・指導の際は、「止めないでください」や「ダメです」などの声かけを行うのではなく、放置自転車とならないように協力を求めることとし、トラブルを招かないよう、親切丁寧に対応すること。
- ② 指導の方法について
  - ・自転車等を道路上に止められた時は「すみませんが、通行の支障となりますので自転車駐輪場のご利用をお願いします」等の声かけを行うこと。
  - ・自転車駐輪場に空きが無いなど、自転車駐輪場を利用できない場合についても、「すみませんが、道路上に止めないようご協力をお願いします」等の声かけを行うこと。
  - ・業務開始前に放置されている自転車等に並べて放置しようとしている場合においても、黙認せず、上記と同様の声かけを行うこと。
  - ・また、自転車放置禁止区域内であれば「撤去されることがある」ことを伝えること。
  - ・自転車等を店舗前に駐輪した者に対しては、店舗を利用する可能性があるため、指導は慎重に行うこと。ただし、店舗に自転車駐輪場が設置されている場合は、「撤去されることがあるため、店舗の自転車駐輪場をご利用いただきますようご協力をお願いします。」などの声かけを行うこと。
- ③ 自転車駐輪場への案内誘導
  - ・案内及び誘導を行う際は「あちら」や「そちら」などの案内の仕方はせず、自転車駐輪場の位置図等を用いて説明するなど、具体的に場所を伝えること。
  - ・自転車駐輪場を案内時、その場所から最も近い自転車駐輪場を案内・誘導すること。
  - ・自転車駐輪場まで、誘導を求められた場合は、同行し誘導すること。
- ④ 放置自転車等の整理
  - ・自転車放置禁止区域の点字ブロック上及び歩道上に放置されている自転車等を、通行の支障にならないよう整理すること。
  - ・整理する際には、元々放置されていた位置から離れた場所に移動させないようにすること。
  - ・自転車等の整理を行う場合は、自転車等に傷をつけないよう丁寧に取り扱うこと。また、整理に伴い自転車等が損傷した場合、発注者は責任を負わない。
  - ・啓発指導員自身が通行の支障とならないように注意すること。
  - ・ミニバイク（50cc以下の原動機付自転車）は、非常に重量があり、整理する際に転倒する可能性があるため触れないこと。また、道路の中央に止められている等、著しく通行の障害を引き起こしている場合は警察へ通報すること。
- ⑤ 広報の強化

- ・自転車利用のルールを広く周知するため、チラシや表示物の作成など、効果的な広報物を作成すること。
  - ⑥ 警告紙の取り付け時に発生するごみの処理について
    - ・警告紙を廃棄する場合は、地方公共団体のごみ処理の方法に従い、受注者が責任を持って処理すること。
    - ・業務終了前に警告紙等が路上に落ちていないかを確認し、回収した場合は適切に処理すること。
    - ・警告紙が路上に捨てられていた場合は受注者で適切に処分すること。
  - ⑦緊急事態発生時には、応急処置を講じ、発注者へ連絡すること
  - ⑧その他、発注者が指示すること。
- ※放置とは、自転車が道路上に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することが出来ない状態にあることを言う。
- ※自転車等とは、自転車、電動アシスト自転車、電動自転車、50cc以下の原動機付自転車をいう。

## 5 啓発指導員の服務等について

- (1) 啓発指導員は、業務実施にあたって、発注者が承認した被服（帽子、腕章を含む）等を着用し、業務開始前及び終了後や休憩時間には使用しないこと。
- (2) 啓発指導員は、常に市民の視線を意識し、身だしなみや行動・言動には十分注意すること。
- (3) 従事時間中は、配置箇所をむやみに離れないこと。
- (4) 休憩時間を設ける場合は、交代で休憩をとり、従事時間中に啓発指導員がいなくなるようにすること。
- (5) 業務の支障となるような私物は持参しないこと。
- (6) 従事中の喫煙・飲食（ただし、水分補給は除く）・私語・私用の携帯電話やラジオ等の使用は禁止とする。

## 6 事業実施計画及び事業実施報告について

- (1) 受注者は、契約後すみやかに自転車利用適正化事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成のうえ発注者へ提出し、その承認を受けること。実施計画書には、次の事項を記載すること。
  - a 事業実施年月日、実施時間
  - b 参加予定人数
  - c 緊急連絡体制

なお、当初の実施計画書の内容に変更が必要となった場合は、発注者と協議のうえ、変更を行うこと。
- (2) 事業実施報告については、各月の業務終了後、翌月の10日までに発注者指定の「業務日報」（別紙3）、「業務月報」（別紙4）を発注者に提出すること。

- (3) 業務日報等については、必ず毎回の業務終了時に当該業務にあたった啓発指導員自身が作成すること。また、当該日報等については、具体的な業務報告となるようにしなければならず、漠然とした表現、内容であってはならない。

## 7 事業の効果検証について

本事業を受託した事業者提案に基づく事業の実施における効果検証として、発注者が指定する項目において、駅周辺で年2回（間隔は5ヶ月程度空ける）、アンケート調査を実施すること。

なお、アンケート回答者数は各回100人以上とする。

※通行人を対象に聞き取りで行い、年齢層等偏りが無いよう配慮すること。

## 8 問合せ・苦情などへの対応

本業務に関連する問合せ・苦情等の対応については、第一次的には受注者において誠意をもって行うこと。また、その顛末について、速やかに発注者役所へ報告を行うこと。

## 9 委託料の支払方法

事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で発注者が履行確認したうえで、受注者の請求により支払うものとする。

## 10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければ

ばならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 1.1 その他

- (1) 受注者は、啓発指導員に対し、人権問題について正しい認識、市民対応における適切な接遇、個人情報への適切な取扱いについての徹底を図ること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、上記の目的に従い、発注者と十分連携を図ること。また、業務実施中に発見した異常または事故は速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 受注者は啓発指導員に対し、啓発方法を十分に指導、教育すること。
- (4) 啓発作業員の被服等については、デザインを発注者と協議のうえ作製すること。
- (5) 受注者は啓発指導員を必要な保険に加入させること。
- (6) 実施にあたっては関係法令及び大阪市契約規則を遵守するものとし、変更等がある際には別途指示するので、その指示に従うこと。
- (7) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (8) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (9) 啓発指導員について、発注者が不適格であると判断した場合は速やかに他の者と交代させること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日 提出

## 令和6年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

### 1 受注者名等

受注者名	
担当者名	
連絡先	

### 2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間(分)	対象(受講人数)



令和6年度 Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

## 業務日報

日付	令和 年 月 日( )	天気	
	10時～12時・14時～16時・その他( )		
担当者			
業務内容			
声かけ		回	整理 台
エフ付け		枚	
放置自転車台数 ( 時調べ )			
場所	台数	場所	台数
	台		台
	台		台
	台	その他 ( )	台
<b>報告事項など</b> (例:トラブルや Osaka Metro あびこ駅周辺の状況についての報告、新しい提案など)			

令和6年度 Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

## 業務月報(令和 年 月度)

作成日	令和 年 月 日( )				
作成者					
実施回数	10時～12時 ( )回		計 回		
	14時～16時 ( )回				
	その他( ) ( )回				
業務内容					
声かけ		回	整理		台
エフ付け		枚			
放置自転車総台数					
場所	台数		場所	台数	
		台			台
		台			台
		台			台
<b>報告事項など</b> (例:トラブルや Osaka Metro あびこ駅周辺の状況についての報告、新しい提案など)					